(2)　休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項 注1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。 2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。 3　4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。	

（都市計画法施行規則の一部改正）

第二条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第六条の三）	第一章　総則（第一条―第六条の三）
第二章　都市計画	第二章　都市計画
第一節　都市計画の内容（第七条―第九条）	第一節　都市計画の内容（第七条―第九条）
第二節　都市計画の決定等（第十条―第十四条）	第二節　都市計画の決定等（第十条―第十四条）
第三章　都市計画制限等	第三章　都市計画制限等
第一節　開発行為等の規制（第十五条―第三十八条の二）	第一節　開発行為等の規制（第十五条―第三十八条の二）
第一節の二　田園住居地域内における建築等の規制（第三十八条の二の二・第三十八条の二の三）	
第一節の三　市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十八条の二の四―第三十八条の五）	第一節の二　市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十八条の二の二―第三十八条の五）
第二節　都市計画施設等の区域内における建築の規制（第三十九条―第四十三条の六）	第二節　都市計画施設等の区域内における建築の規制（第三十九条―第四十三条の六）
第三節　地区計画の区域内における建築等の規制（第四十三条の七―第四十三条の十一）	第三節　地区計画の区域内における建築等の規制（第四十三条の七―第四十三条の十一）
第四節　遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第四十三条の十二・第四十三条の十三）	第四節　遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第四十三条の十二・第四十三条の十三）
第四章　都市計画事業（第四十四条―第五十七条）	第四章　都市計画事業（第四十四条―第五十七条）
第五章　都市施設等整備協定（第五十七条の二―第五十七条の五）	
第六章　都市計画協力団体（第五十七条の六・第五十七条の七）	
第七章　雑則（第五十八条―第六十条）	第五章　雑則（第五十八条―第六十条）
附則	附則